

農地法第3条の許可申請に必要な添付書類

書類名	部数	発行場所	備考
許可申請書	原本3部	申請者	印鑑証明の印鑑
土地登記簿謄本	1部	法務局	全部事項証明書に限る
土地の公図	1部	法務局	
印鑑証明	1部	住民課	譲渡人
住民票謄本	1部	住民課	譲受人
戸籍附票	1部	住民課	登記簿と印鑑登録住所が異なる場合
土地に関する契約書 (写し)	1部	申請者	売買・賃貸借など形態により様式が異なります。
営農計画書	1部	申請者	農業委員会に書類有
見取図	1部	申請者	申請地が確認できるもの
その他必要と思われる書面	1部	申請者	

- ※ 許可申請書は1枚手書きし、残り2部コピー可（但し、両面コピー）
- ※ 譲受人が村外の場合は、上記申請書以外に「耕作証明書・農地基本台帳」を添付（書類は各市町村農業委員会にて発行）
- ※ 「土地に関する契約書」を用意されていない場合は、農業委員会に様式がありますので、一言申し付けください。

注意事項

- ◎ 経営農地面積（申請地を含め、現在耕作している土地）が5,000㎡以上あること。（下限面積）但し「耕作不適地」及び「ヤミ小作地」は算入しません。
- ◎ 譲受人または譲渡人の世帯員の少なくとも1名が年間150日以上（1週間に3日以上）農業に従事できること。
- ◎ 申請地が小作地であった場合、小作人の同意が必要である。

禁止事項

- ◎ 売渡農地等は、売買後10年を経過する間は、新たな賃貸借等の使用収益を目的とする権利の設定は出来ない。
- ◎ 短期間（3年以内）の転売は許可取消しの対象になります。
- ◎ 小作地を賃借人が転貸することは認められない。但し農地保有合理化法人が行う場合を除く。

申請から許可までの日程

- ◎ 申請受付期間・・・申請受付期間は毎月1日から10日とします。
(10日が閉庁日の場合翌開庁日。)
 - ◎ 総会開催・・・・・・・・毎月25日（変更あり）
 - ◎ 許可書発行・・・・・・・・総会終了後7日以内
- 詳しくは・・・・・・・・今帰仁村農業委員会事務局

電話0980-56-2256 F A X 0980-56-2105